



NEWS >>>

>>> 2023.10 【号外】

発行 >>>

レジリエンス社会保険労務士法人 URL : <https://www.resilience-sr.jp>

〒155-0031 東京都世田谷区北沢 2-25-20 下北沢駅前共同ビル 4階

Tel > 03-6407-9307 Fax > 03-6407-9317 Mail > info@resilience-sr.jp



【号外】 政府発表 「年収の壁」 対策

「年収の壁とは」

配偶者の扶養に入っている従業員は、一定の年収を超えると扶養を外れ自ら保険料を払うこととなり、手取りが減ることから、働く時間を調整する者が多く、いわゆる「年収の壁」と呼ばれています。

【年収の壁】

- ①「106万円の壁」→雇用保険、健康保険の保険料を支払わなければならない
- ②「130万円の壁」→配偶者の健康保険・厚生年金保険の被扶養者から外れ、自分で加入しなければならない

年収の壁を意識せず働くことが出来る環境づくりを支援するために、政府はキャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」を新設する他、事業主の証明による被扶養配偶者認定の円滑化等を早急に開始するとの発表がありました。詳細未定ですが、現在発表されている内容をまとめました。

1. 【106万円の壁への対応】 <助成金>

■キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コースを新設

手取りが減らない水準まで賃上げや労働時間の延長を行う企業に対し、従業員1人当たり最大で50万円を助成します。

(1) 手当等支給メニュー(手当等により収入を増加させる場合)

要件	1人当たり助成額
①賃金の15%以上追加支給 (社会保険適用促進手当)	1年目 20万円
②賃金の15%以上追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組を行う	2年目 20万円
③賃金の18%以上増額	3年目 10万円

(2)労働時間延長メニュー(労働時間延長を組み合わせる場合)

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4 時間以上	—	30万円
3 時間以上 4 時間未満	5 % 以上	
2 時間以上 3 時間未満	10 % 以上	
1 時間以上 2 時間未満	15 % 以上	

(3)併用メニュー

- 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、
- 2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能

■社会保険適用促進手当とは

パート・アルバイト等の短時間労働者を被用者保険適用させた事により、手取りが減らないように事業主が支給することができる手当です。「社会保険適用促進手当」として給与・賞与とは別に支給します。新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として、社会保険料の算定の基礎となる標準報酬月額・標準賞与額の算定対象としません。標準報酬月額 10.4 万円以下の者が対象となり、最大2年間の措置となります。

2.【130万円の壁への対応】<特例措置>

被扶養者認定基準(130万円)の被扶養者認定に当たり、一時的な収入の増加で130万円を上回る場合、事業主の証明を添付することで迅速な認定を可能とする対応が検討されています。年収が130万円を超えても扶養にとどまれるようにするため、事業主が一時的な収入増だと証明し、健康保険組合などが個別に判断する仕組みが取り入れられる予定です。手続きのための書類作成も簡素にし、事業主らの負担軽減につなげます。「一時的な事情」として認定を行うため、同一人物につき被扶養者認定の今回の特例的な措置については連続2回までとなります。

3. 今後について

これらの対策は当面の措置とし、2025年の年金制度改革までのつなぎ措置となります。「年収の壁」についての抜本的な解決策は検討されているところです。本制度についての詳細はお問い合わせ下さい。

「参考」厚生労働省 「年収の壁」対策 発表資料
こちらのURLからダウンロード可能です
<https://dtbn.jp/ngyPLYWR>



東京都世田谷区北沢2-25-20下北沢駅前共同ビル4階
tel03(6407)9307 fax03(6407)9317
<https://www.resilience-sr.jp>
info@resilience-sr.jp



レジリエンス社会保険労務士法人
代表 社会保険労務士
清水 光彦



社会保険労務士
大竹 謙一



社会保険労務士
斉藤 信之



社会保険労務士
吉川 夏子